

播磨町においては、従来から、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号に掲げる目標が達成されるよう取り組んでいるところですが、その実施に係る具体的な取組内容等については、学校給食法を始めとする関係法令等や関係法令等に基づく計画等により、それぞれの分野において定められており、関係各所との連携を図って取り組んではいるものの体系立てて事業を展開できているとは言いかねる状況です。

そこで、播磨町における学校給食の現状を踏まえながら、各種法令等との関係性を整理し、「播磨町における学校給食を今後どのように実施していくべきか」について、播磨町学校給食審議会でのご審議をお願いいたします。

なお、本諮問事項「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」は、必ずしも同基本方針を定めるべきとの考えに基づくものではないことを申し添えます。

【関係する法令等（抜粋）】

- ・ 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- ・ 学校給食実施基準（平成21年3月31日文科科学省告示第61号）
- ・ 学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示第64号）
- ・ 播磨町学校給食施設整備計画
- ・ 播磨町立学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（播磨町教育委員会令和3年10月改訂）
- ・ 教育基本法（平成18年法律第120号）
- ・ 第3期播磨町教育振興基本計画
- ・ 食育基本法（平成17年法律第63号）
- ・ 播磨町食育推進計画【はりま健康プラン（第2次）後期計画・第5章】
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日法律第116号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和1年7月12日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

【整理内容】

- ・ 別紙「資料2」参照。

【ご検討いただきたい事項】

- ・ 本町において「播磨町学校給食基本方針（仮称）」を新たに定める必要があるか否か。
- ・ 定める必要がある場合は、どのような項目を定めるべきか。